登録販売者資質向上対策部会について

資料４－１

○経緯

平成21年　6月　　一般用医薬品の販売制度の見直し、改正薬事法施行

　　　　　　　　　　　（薬局開設者、医薬品販売業者に従事者の研修を義務化）

平成23年　1月　　薬事審議会に医薬品販売専門家である「登録販売者の資質向上」

　　　　　　　　　　　について施策検討する諮問　（8月に答申）

平成24～　26年　　「登録販売者資質向上について」部会にて施策の検討を行う

【結論】これまで部会において「資質向上の対策」を検討してきたが、  
これからは「研修の受講推進」に移す時期と結論。  
部会は、大阪府に対し、次の取り組みを進めていくよう要望。

　　　　　　①店舗で勤務する登録販売者に対し、研修義務についての周知（通知）

　　　　　　②大阪府の研修実施機関に対する監督の強化

○行政の取り組み状況

上記①、薬局開設者・店舗販売業者に研修受講の必要性を説明。

上記②、研修実施機関に自己点検の実施を通知し、更に毎年、府に研修の実施方法、実績等報告させることとした。（平成29年8月通知済み）

○医薬品の流通の新たな課題

現在、医薬品の流通に係る課題は、医療用医薬品の多様化、薬剤師の在宅医療への参画等、登録販売者に係るものだけではなく、薬剤師を含む、医薬品の販売や調剤にも広がっている。

流通に係る立場の者が相互に関係しあって、多角的に検討する必要がある。

* 偽造医薬品の流通再発防止を視野に入れた販売業者のモデル手順書
* 薬局における薬剤師不在時の医薬品販売
* GDP省令化の動きに対応した販売業のあり方  
  （GDP…Good Distribution Practice：医薬品の適正流通基準）

○今後の方針　　**医薬品の適正な流通を審議できる部会への衣替え**

既存の「登録販売者資質向上対策部会」を、委員に卸売販売業者業界団体を加え、登録販売者の資質向上も含めた医薬品流通全般の課題を審議する部会に変更したい。

部会委員構成　案

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後 | 変更前　（平成26年12月時点） |
| 一社）大阪府薬剤師会 | 一社）大阪府薬剤師会 |
| 一社）大阪府医師会 | 一社）大阪府医師会 |
| 一社）大阪府医薬品登録販売者協会 | 一社）大阪府医薬品登録販売者協会 |
| 関西医薬品協会 | 大阪医薬品協会 |
| 大阪医薬品卸協同組合 | （新） |
| 大阪医薬品元卸組合 | （新） |
| 有識者 | 有識者 |
| 府民代表（消費者団体） | 府民代表（消費者団体） |